

VoIP / SIP 相互接続検証タスクフォース 活動規約

第1条（名称）

本会は「VoIP / SIP 相互接続検証タスクフォース」（以下「TF」という。）と称する。

第2条（目的）

TF は下記を目的とする。

- （1）SIP を用いた VoIP システム間での相互接続性の確立を、以下の2つの環境において実現するための技術的検証を行う。
 - 1）マルチベンダー環境
 - 2）マルチプロバイダ環境
- （2）相互接続性の確認と評価を行うために必要な以下の環境を整備する。
 - 1）最低限の評価仕様ならびに試験仕様（公開）
 - 2）評価仕様ならびに試験仕様に従った試験評価ソフトウェア（公開配布）
 - 3）相互接続性の確認と評価を行うためのイベントの開催
 - 4）相互接続性の確認と評価を行うためのテストベッド環境の提供
- （3）上記目的を達成するためにグローバルな協力体制確立とビジネス活動に対して貢献する。

第3条（ミッション）

TF は下記のミッションを果たす。

- （1）VoIP システム評価検証シナリオの公開
- （2）VoIP システム評価検証ソフトウェアの公開
- （3）VoIP 関連機器のソフトウェアの品質向上と相互接続性の確立（ベンダへのフィードバック）
- （4）VoIP システム間での相互接続性の確立（プロバイダへのフィードバック）
- （5）VoIP 機器のポータビリティの確立（ベンダ/プロバイダへのフィードバック）
- （6）国内外技術標準化機関（IETF、ITU-T、TTC、HATS 等）への成果提供・提案

第4条（メンバー）

- （1）TF は、第2条の目的に賛同し、その活動を積極的に実行していただける法人、団体または個人で、主査の承認を得たメンバーにより構成する。
- （2）メンバーとしての登録にあたっては、別途定める「VoIP/SIP 相互接続検証タスクフォースにおける情報の適正な取り扱いに関する規程」（以下規程という）を遵守することを誓約し、規程に定める誓約書を事務局に提出しなければならない。

第5条（メンバーの退会）

- （1）メンバーはいつでも事前通知にて自主的に退会することができる。
- （2）前項に加え、TF の活動に不利益を与えるような行動、言論が認められたと主査が合理的に判断した場合、TF を退会させることができる。

第6条（主査）

- （1）TF に、主査1名を置く。
- （2）主査は、メンバーの互選により、選任される。
- （3）主査はTF を代表するとともに、TF 会務を総理する。
- （4）主査は必要に応じてメンバーより副主査を選任できる。副主査は主査を代行する。

第7条（WGの設置及び構成等）

- （1）TFの事業を円滑に推進するため、WGを設置することができる。
- （2）WGにはリーダーを置く。リーダーはメンバーのうちから主査が指名する者とし、WGを運営する。
- （3）WGの構成及び運営方法等については、リーダーが定めるところによる。
- （4）リーダーは主査の要請に応じて必要な報告をTFに対して行う。

第8条（事務局）

- （1）TFの事務処理のため事務局をJPNICおよび三菱総合研究所に置く。
- （2）事務局は主査が統括する。

第9条（TF活動のWEBにおける公開）

メンバーは、主査が必要と認めるTFの活動概要、および、メンバーリスト（名称のみ）をWEB上で公開することに同意する。

第10条（活動期間）

TFの活動期間は平成16年12月1日から平成18年11月30日までの2年間とする。ただし、1年毎に主査が目的の達成状況を確認したうえで、継続するか否かを判断しメンバー全員に通知する。

第11条（その他）

本規約に定めるものの他、TFの運営に必要な事項は主査が定める。

附則

第1条（施行期日）

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

第2条（経過措置）

この規約の施行の際、現にこの規約を議決した会の主催団体により承認されたメンバーである者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第4条の規定によりメンバーとして認められたものとみなす。